

令和5年度
募集

市川市

電気自動車等導入費補助金

最大
10万円

脱炭素社会の実現に向けて、
電気自動車等の普及を加速させるため、

電気自動車の購入費

電気自動車と住宅等の間で相互に
電力を供給できるV2H 充放電設備の設置費等
の一部を補助します。



補助対象者

市民(個人) ※V2H 充放電設備は共同住宅の管理組合なども可

- ☐ 補助対象自動車等を購入し、所有・使用している
市川市に住民票がある者(住民基本台帳に記録されている者)※1
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に
協力すること

※1 電気自動車は所有権留付ローンで購入し、所有者が販売店・ファイナンス会社等である
場合も対象。

市内事業者(法人・個人事業主)

- ☐ 補助対象自動車等を購入し、使用する事業所等の
所在地が市川市内であること※2
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に
協力すること

※2 ・リース会社(申請者)のリース車両(リース車の貸与):対象
・自動車販売業者が展示車、試乗車等の販売促進活動で使用する車両:対象外
・カーシェア用の車両及びレンタカー用の車両:対象外

申請期間

2023 4.1 » 2024 2.29

※先着順(予算が無くなり次第終了となります)

申込方法

持参または郵送

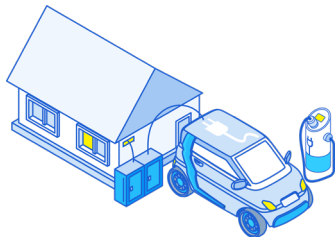


市川市 環境部 総合環境課 エネルギー戦略グループ
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

補助対象メニュー



脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する電気自動車の普及を加速させるため、電気自動車の購入費の一部、電気自動車と住宅等の間で相互に電力を供給できるV2H充放電設備設置費の一部を補助する事業です。
※「市川市スマートハウス関連設備導入費補助金」でも補助が受けられる場合がありますので、ご確認ください。

補助対象項目	補助対象要件	補助金額
1 電気自動車 	(1) 新車（中古輸入車の初度登録は除く）で購入し、自動車検査証における記載が以下のもの ・燃料の種類が「電気」であること ・使用の本拠の位置または使用者の住所が市川市であること (2) 普通自動車、小型自動車、軽自動車(超小型モビリティを含む)であり、国補助金※3 の対象であること。 ※対象外：バス、トラック、オートバイ、ミニカーなど (3) 展示車、試乗車等として使用しないこと ※3 国が令和3年度以降において実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより対象としている補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターによる 令和3年度以降の補助金の 1/4 (上限10万円) ※1,000円未満は切り捨て ※事業者が申請する場合は3台まで 例：定価300万円の電気自動車を購入し、 国補助額が388千円の場合 ▶国補助額：388千円 ▶市補助額：388千円×1/4= 97千円 →合計で485千円の補助となります。
2 V2H充放電設備 	(1) 電気自動車への充電及び電気自動車から分電盤を通じた住宅等への電力供給が可能なものであり、国補助金※4 の対象であること。 (2) 次のいずれかに該当する市内の住宅等に設備を設置すること ・申請者自らが所有・居住する市内住宅 ・申請者が使用する市内事業所等 ※同一会社の複数事業所への設置は不可 ・共同住宅の管理組合が管理する共同住宅 ※4 国が令和3年度以降において実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより対象としている補助金	導入に要した経費又は 5万円のいずれか低い額

※メニューごとの予算上限は設けておらず、補助メニュー全体の合計が予算額に到達した時点で終了となります。

処分の制限について

この補助金の補助対象となった電気自動車等を以下の制限期間に市外への所在変更や処分※5 する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。 処分制限期間前に処分等を行った場合は、期間に応じて補助金の返還を求める場合があります。

※5 「処分」とは、譲渡、交換、貸し付け、または担保に供する等

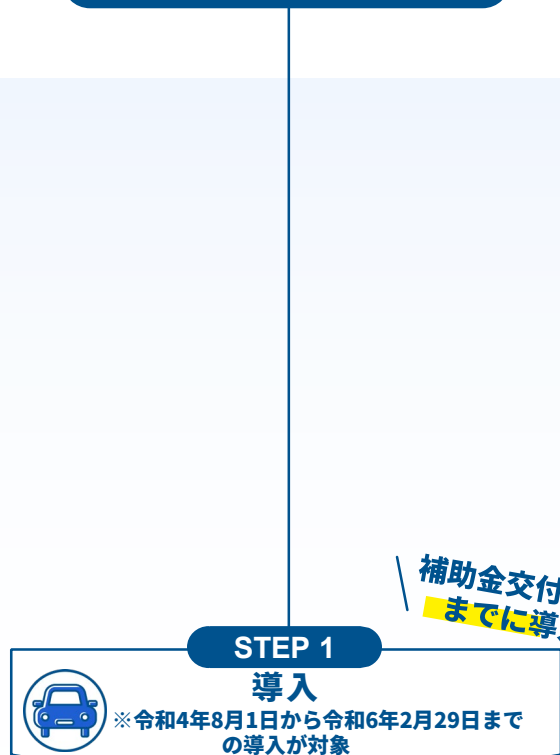
補助対象項目	処分制限期間
① 電気自動車	4 年
② V2H充放電設備	6 年

申請手続きの流れ

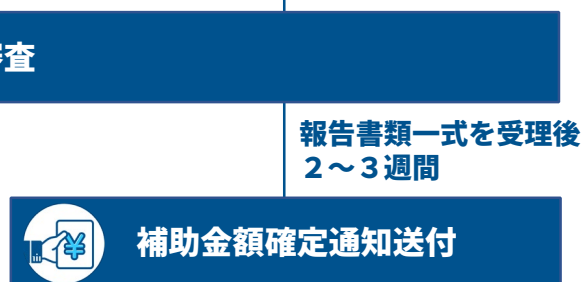
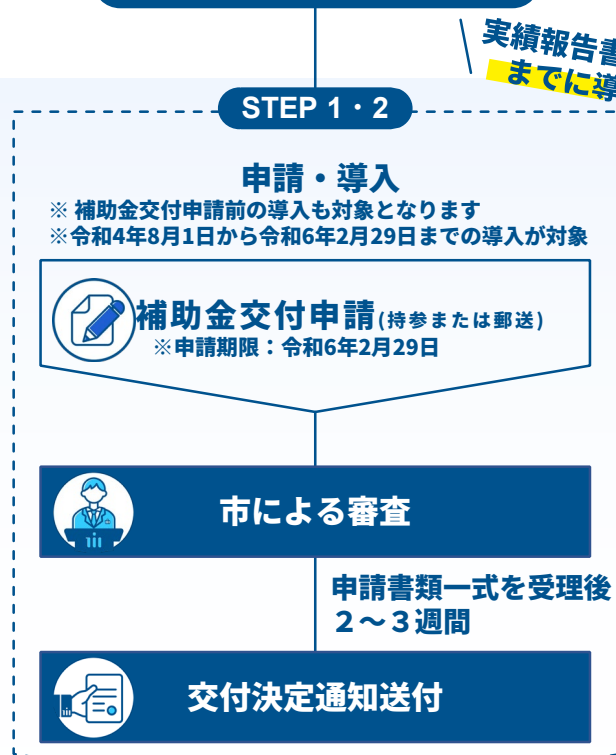


社会福祉法人以外と、社会福祉法人で、手続きの手順が異なります。

社会福祉法人以外



社会福祉法人



申請に必要な書類



社会福祉法人以外と、社会福祉法人で、必要書類が異なります。

社会福祉法人以外

	必要書類	個人	事業者	組合等 管理	✓
1	市川市電気自動車等導入費補助金交付申請書(請求書)	○	○	○	□
2	住民票の写し ※発行日が申請日から3ヶ月以内のもの 申請書で市長が記録を確認することに同意をする場合、本書類は不要	○	—	—	□
3	市内で事業を営んでいることを証する書類又は写し【個人事業主】 ※個人事業の開業・廃業等届出書(控)の写し等	—	○ (個人事業主)	—	□
4	市内に事務所又は事業所を有していることを証する書類又はその写し【法人】 ※法人登記事項証明書等	—	○ (法人)	—	□
5	管理組合等の規約等の写し	—	—	○	□
6	管理組合等の代表者が選任されたことを証する書類の写し ※代表者が選任された時の議事録等	—	—	○	□
7	代表者が本人であることを証する書類の写し ※代表者の運転免許証等	—	—	○	□
8	市税に係る納税証明書の写し ※申請書で市長が市税の納付状況を確認することに同意をする場合、本書類は不要 ※【申請者が個人の場合】：直近の市県民税納税証明書(個人) (市民税の滞税がないことが確認できるもの) ※【申請者が法人の場合】：直近の法人市民税納税証明書(法人) ※いずれの場合も非課税の場合は直近に滞納がないことが確認できるもの	○	○	○	□
9	補助対象自動車等の仕様が確認できる書類 ※製品カタログの写し等	○	○	○	□
10	契約書の写し ※申請者名、製品名、日付、金額及びその内訳が記載されているもの ※注文書と請書が分かれている場合はどちらも必要	○	○	○	□
11	【電気自動車】自動車検査証の写し / 【V2H 充放電設備】設置場所の所在を示す地図	○	○	○	□
12	設置場所で撮影したカラー写真	○	○	○	□
13	国補助金において対象としていることが分かる書類 ※国補助金対象及び交付額の一覧等(該当車種・設備にマーカー等を引くこと)	○	○	○	□

社会福祉法人

	必要書類	✓
申請時	1 市川市社会福祉法人助成申請書	□
	2 市内に事務所又は事業所を有していることを証する書類又はその写し ※法人登記事項証明書等	□
	3 市税に係る納税証明書の写し ※申請書で市長が市税の納付状況を確認することに同意をする場合、本書類は不要 ※直近の法人市民税納税証明書(非課税の場合は直近に滞納がないことが確認できるもの)	□
	4 補助対象自動車等の仕様が確認できる書類 ※製品カタログの写し等	□
	5 見積書 ※型式、費用が記載されているもの	□
	6 国補助金において対象としていることが分かる書類 ※国補助金対象及び交付額の一覧等(該当車種・設備にマーカー等を引くこと)	□
実施報告	7 市川市社会福祉法人助成事業実績報告書	□
	8 【電気自動車】自動車検査証の写し / 【V2H 充放電設備】設置場所の所在を示す地図	□
	9 設置場所で撮影したカラー写真	□
	10 契約書の写し ※申請者名、製品名、日付、金額及びその内訳が記載されているもの ※注文書と請書が分かれている場合はどちらも必要	□
交付請求	11 市川市社会福祉法人補助金等交付請求書	□

※状況に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。詳細は、申請の手引きをご確認ください。

申請・お問い合わせ先

市川市 環境部 総合環境課 エネルギー戦略グループ
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

市川市 電気自動車等導入費補助金

検索

